

## 北海道新卒者等就職・採用応援本部設置要領

(名 称)

第1条 本本部は「北海道新卒者等就職・採用応援本部」と称する。

(目 的)

第2条 本道における新規学校卒業者、未就職卒業者及び中退者（以下「新卒者等」という。）の就職環境は全国と比べ厳しく、1人でも多くの新卒者等が就職の内定を得るためには、道内の関係者が緊密に連携し、総力を挙げて就職支援を行う必要がある。

このため、北海道労働局内にハローワーク・労働局、自治体、学校、産業界その他道内の新卒者等の雇用に関係している者で構成する「北海道新卒者等就職・採用応援本部」を設置し、ハローワーク・労働局を中心とした、道内における新卒者等の就職支援についての企画・調整等を行う。

(検討事項)

第3条 本本部においては、以下の事項を検討する。

- (1) 道内における新卒者等支援の実施状況の把握、必要な支援の企画
- (2) 道内における新卒者等の就職状況等の調査・把握、分析等
- (3) 事業主団体等への青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針についての周知・啓発
- (4) その他、新卒者等の就職支援や就職後の職場定着、企業における学卒等の採用確保に資する事項の検討等

(構 成)

第4条 本本部は、次の団体等で構成し、本部員を別表のとおりと定め、北海道労働局長が委嘱する。

- (1) 事業主団体
- (2) 労働関係団体
- (3) 教育関係者
- (4) 行政関係者

2 本本部の本部長は、北海道労働局長とする。

(本部員会議の運営)

第5条 本部員会議は、本部長が各本部員を招集して開催するとともに、これを主宰する。

また、本部長の判断または本部員の意見により、本部員会議に参考人を参加させて意見を求めることが出来る。

(検討会議の設置及び検討事項)

第6条 本本部の下部組織として「北海道新卒者等就職・採用応援本部検討会議」を設置し、第3条の検討事項について具体的な取組を検討させ、本部に報告させる。

(事務局)

第7条 本本部の事務局は、北海道労働局職業安定部職業安定課が担う。

附 則

平成22年 9月24日施行

平成24年10月 1日改正

平成26年 6月17日改正

平成28年 6月22日改正

(別表)

## 「北海道新卒者等就職・採用応援本部」本部員名簿

団体名	所 属	役職	氏 名	備考
事業主団体	北海道経済連合会	会長	高橋 賢友	
	北海道中小企業団体中央会	会長	尾池 一仁	
	(一社)北海道中小企業家同友会	代表理事	守 和彦	
労働関係団体	日本労働組合総連合会北海道連合会	会長	出村 良平	
教育関係者	日本私立大学協会北海道支部	支部長	森本 正夫	
	日本私立短期大学協会北海道支部	支部長	越塚 宗孝	
	(公社)北海道私立専修学校各種学校連合会	理事長	吉田 松雄	
	北海道高等学校進路指導協議会	会長	福井 誠	
行政関係者	北海道経済産業局	局長	児島 秀平	
	北海道経済部	部長	阿部 啓二	
	北海道総務部	部長	中野 祐介	
	北海道教育委員会	教育長	柴田 達夫	
	札幌市経済観光局	局長	小西 正雄	
	北海道労働局	局長	引地 睦夫	
	北海道労働局職業安定部	部長	中野 実	
	札幌公共職業安定所	所長	玉置 靖	

(参考)

## 「北海道新卒者就職・採用応援本部」事務局

職 名	所 属		
事務局長	北海道労働局職業安定部長	中野 実	
事務局員	〃 職業安定部職業安定課長	曾根 文儀	
	〃 〃 地方労働市場情報官	須貝 清張	
	〃 〃 職業安定課長補佐	中川 美枝	
	〃 〃 職業指導官	大頭 清純	
	〃 〃 職業安定課主任	岡林 徹	
	〃 〃 〃 厚生労働事務官	高井 康博	